

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、営業職として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、営業にて外回り中、自転車に乗ろうとして転倒し、負傷したという。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「左腹部打撲傷」と診断され、平成〇年〇月〇日、D病院に転医し「左精巣壊死」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、同年〇月〇日、治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第13級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第13級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件障害補償給付支給請求書裏面のE医師作成の平成○年○月○日付け診断書によれば、障害の状態の詳細について「え死した左精巣を摘出し、根治術とした。」と記載されている。当審査会としても、同診断書を踏まえると、請求人に残存する障害は、障害等級第13級の3の3「胸腹部臓器の機能に障害を残すもの」に該当すると判断する。

(2) 請求人は、D病院の診療録及びF医師作成の平成○年○月○日付け診断書を根拠に、頻尿症を始めとする本件傷病以外の傷病について評価されていない旨主張するが、E医師の診断を踏まえた判断は上記のとおりであるところ、本件傷病治癒後に請求人が訴える性交不能、頻尿等の症状はいずれも他覚的所見に欠けるものであり、これらを障害として評価することはできない。

(3) 改めて、上記診療録、上記E医師及びF医師作成の各意見書等を精査したが、上記判断を左右するものを見出すことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第13級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。